

生産・需要拡充で有機農業の拡大加速化

「有機農業の推進に関する法律」が制定されて20年。有機農業の取り組みが拡大している。栽培面積の増大、学校給食での有機食品の活用や量販店の取り扱い増など市場が拡大し、消費者の認知度も高まりつつある。農林水産省は「有機農業の推進に関する基本的な方針」の改定で、さらなる拡大を目指す。

拡大する有機農業

近年、有機農業への関心が高まっています。2024年度末の有機取組面積は、3・98万 ha と、過去10年間で約1・8倍に拡大しました(図1)。有機農業者の数も約1万2700人と09年に比べ漸増しています。

有機農業は農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減して、生物多様性の保全や地球温暖化防止などに寄与します。国連の持続可能な開発目標(SDGs)の達成にも貢献するものです。

また、中東情勢など国際情勢が不安定になる中、輸入依存度の高い化学肥料を使用しない有機栽培は、国際情勢に左右されにくい農業生産体制の確立につながり、食料安全保障の観点から

らも重要です。農業の担い手確保や育成、食育の推進、あるいは中山間地域などでの特色ある農業の展開などさまざまな観点からも有機農業の推進は大切です。

深化する有機農業政策

わが国では、2006年に「有機農業の推進に関する法律」が制定され、各種施策を講じてきました。翌07年には「有機農業の推進に関する基本的な方針」が策定されています。

21年には食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、中長期的な戦略方針として「みどりの食料システム戦略」が策定されています。この戦略では50年までの耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を全耕地面積の25%(100万 ha)に拡大

する目標が掲げられました。

24年には、食料・農業・農村基本法の改正に伴い「環境と調和のとれた食料システムの確立」が新たな基本理念に位置付けられました。25年には改正基本法に基づく食料・農業・農村基本計画が策定され、有機農業の新たな重要業績評価指標(KPI)や推進の方向などが明記されています。

さらに26年6月には、食料・農業・農村基本計画に基づき「みどり加速化GXプラン」が策定されました。みどりの食料システム戦略の取り組みを加速し、食料安全保障の確保に向けた取り組みや民間投資の推進を目指しています。同プランでは、30年を目標に集中的に取り組みすべき施策が取りまとめられ、その一つとして「世界で勝てる有機農業の面的拡大」が掲げられました。

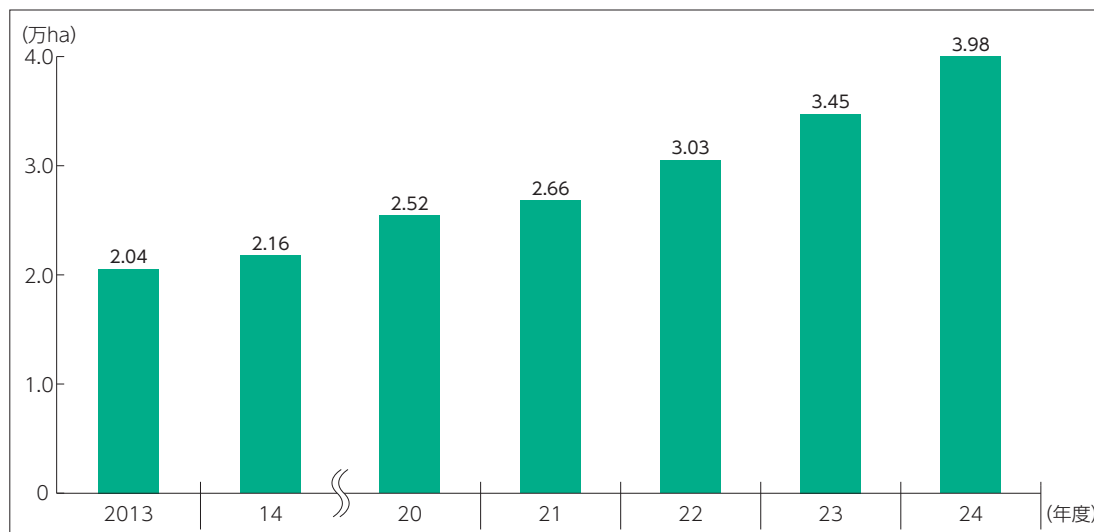


農林水産省農産局農産政策部農業環境対策課長

高田 文子 TAKADA Ayako

たかだ あやこ
1973年京都市生まれ。京都府立大学大学院農学研究科修士。98年農林水産省入省。2019年東北農政局企画調整室長、22年大臣官房秘書課首席生産専門官、25年農産局園芸作物課園芸流通加工対策室長など。26年7月より現職。

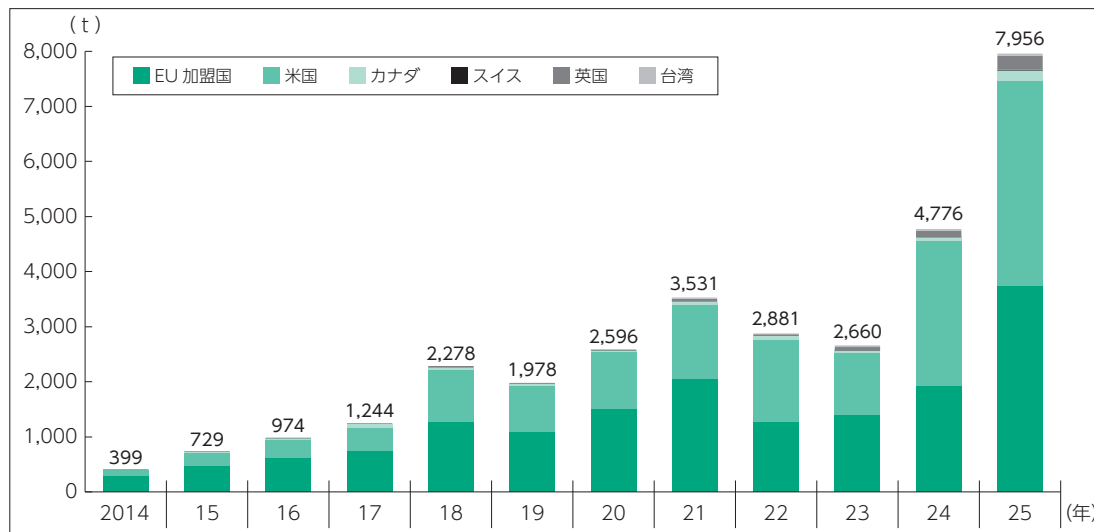
図1 日本の有機農業取組面積の推移



※有機JASほ場の面積と有機JASを取得していない農地面積の合計

※資料：農林水産省作成

図2 有機食品の輸出数量の推移



※農林水産省HP「同等性の仕組み等を利用した有機食品の輸出数量の推移」をもとに農業環境対策課作成

※EU加盟国は、2020年までは英国を含む

国際的にも、EUの「Farm to Fork 戦略」策定など、経済と環境をイノベーションで両立させる方向に動いており、わが国もこのような動きに的確に対応していく必要があります。「みどりの食料システム戦略」の策定以降、み

どりの食料システム戦略推進交付金をはじめ、さまざまな推進施策が講じられ、有機栽培面積の増加ペースが速まりました。現在は、2030年までに有機農業の取組目標面積6・3万haの達成に向けて拡大しています。

オーガニックビレッジで産地づくり

増加速度が速まった要因の一つが、22年に開始した「オーガニックビレッジ」の創出で、自治体が地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む制度です。26年8月までに168市区町村がオーガニックビレッジに取り組んでいます。

オーガニックビレッジでは、技術講習会、圃場の団地化などの生産面はもちろん、加工品の開発、マルシェの開催といった加工・流通・消費面でも、各市区町村が地域の実情に応じた多様な取り組みを展開しています。

有機農産物の学校給食への活用も広がっています。学校給食は、生産者には安定的な販路の一つとなる他、子どもたちが有機農業を学ぶ機会の提供にもつながり、地域の魅力向上に寄与します。農林水産省の調べによると、学校給食に有機農産物を活用する市区町村数は年々増加しており、24年度には328市区町村に増えました。例えば千葉県いすみ市では、水稻を中心に有機栽培を地域ぐるみで普及し、学校給食に有機米を100%使用しています。また、長野県松川町では、学校給食に有機米の他、地場産有機農産物を年

間を通じてほぼ毎日提供しています。

農地の少ない都市部では、産地と消費地が連携した取り組みも出てきました。大阪府泉大津市では、北海道旭川市と農業連携協定を締結し、学校給食に旭川産有機農産物を使用しています。

拡大する有機食品市場

国内外の有機食品市場も拡大してきました。農林水産省の推計によると、国内の有機食品市場は2017年の1850億円から25年には3595億円まで増加しました。大手量販店や飲食店では自社農場で栽培した有機農産物を扱い、官公庁などの食堂で有機農産物を使用したメニューが提供されるなど販路が多様化しています。

世界の有機食品市場も、24年に約24兆円と、10年間で2倍以上に拡大しました。日本からEUなど、環境負荷低減に関心の高い海外市場への有機食品の輸出も増加しています。過去10年間に有機認証制度と同等性の仕組みを活用した日本の輸出数量は10倍以上に増えました(図2)。特に日本食ブームや健康志向の高まりで、有機茶の輸出が好調に推移している他、醤油や味噌などの加工食品も拡大しています。

この間、農林水産省は有機農業の生産から消費までさまざまな施策を講じてきました。その一つが、個々の有機農家の点の取り組みを面的な取り組みへ展開するための有機農業実践拠点の創出です。06年の有機農業推進法制定当時は、有機農業者が個別に技術開発や販路開拓に取り組むケースが多く見られましたが、拠点創出の支援によって、農業者グループが、情報の共有化

や、技術開発、販路の効率化など、関係者のまとまった取り組みへと移行してきました。

「みどりの食料システム戦略」策定後は、オーガニックビレッジの創出をはじめとした地域ぐるみの取り組みへと広がるなど、点から面の取り組みへと拡大しています。量販店や加工業などの大口需要に応えるには、有機農産物を大量に安定供給できる産地が欠かせなくなっています。有機農業の取り組みが徐々に拡大する一方で、なお多くの課題が残っています。具体的には、生産者にとって、除草や病虫害防除に労力がかかる、有機農業の栽培技術を学ぶ機会が不足している、安定的な販路が確保できない不安がある——などです。

流通・加工業者にとっては、ロットが小さく流通コストがかさむ、加工食品原料の安定調達に難しい、販路が限られているといった問題があり、消費者には生物多様性保全や環境負荷低減をはじめとした有機農業のメリットへの理解不足といった課題があります。

こうした課題の解決には生産、流通・加工、消費の各段階での対応が必要です。

生産ではこれまでも、稲作の水管理システムやロボット草刈り機など省力化技術の開発、実証結果を踏まえた栽培マニュアルの作成を進めてきました。20年には各都道府県における有機農業の指導体制を整備するため、有機栽培技術の指導・助言を行う「有機農業指導員」の育成を開始しています。

また、道府県立の農業大学校では、全校が有機農業をカリキュラム化し、民間の農業教育機関

でも有機農業教育が実施されています。

加工・流通では、生産者と流通・加工業者との連携体制づくりが課題です。物流の共同利用による出荷ロットの拡大、コストの削減や、輸入の有機加工原料から国産原料への転換を促してきました。

消費者へのアプローチでは、国産有機食品を応援する小売業者や外食産業のプラットフォーム「国産有機サポーターズ」を立ち上げました。参加企業は26年6月末時点で111社にのぼり需要喚起や生産者とのマッチングを推進しています。この他、小売業者と連携したワークショップやマルシェを開催して、消費者に有機食品の環境保全効果などを訴えています。

さらなる拡大へ基本方針改定

「有機農業の推進に関する基本的な方針」は概ね5年ごとに見直しており、これまでに2回改定されました。

2025年12月より、20年に策定された現行基本方針の改定に向け、食料・農業・農村政策審議会果樹・有機部会で議論が行われました。

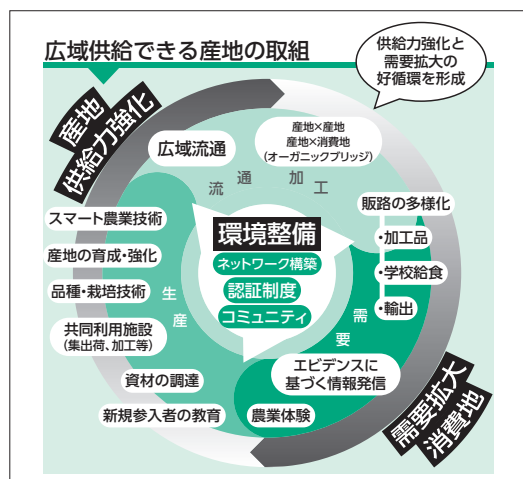
現行の基本方針では、30年を目標年に有機食品の国産シェア拡大など消費に係る目標、有機農業の取組面積といった生産に係る目標を設定しています。今回の改定では、30年の目標を中間評価し、目標達成に向けたより具体的な取り組みを検討しました。8月に食料・農業・農村政策審議会により答申が出され、新たな施策の方向性が示されました。

新たな基本方針では、さらなる有機農業の取

図3 新たな「有機農業の推進に関する基本的な方針」の施策のポイント

(1)生産拡大 	農業者等が円滑に有機農業に取り組むことができるよう、技術や経営に対するサポートや資材の調達、有機認証を利用しやすい環境づくり等に努める。また、品目ごとに栽培技術、商品特性および市場環境が異なることを踏まえ、水稲、麦・大豆、野菜、果樹、茶の品目別の課題と方向性に留意する。 <table border="1"> <tr> <td>・ 農業者向け研修機会の充実</td><td>・ 有機資材の調達等を円滑化する情報提供、有機種苗を確保しやすい環境づくり</td></tr> <tr> <td>・ 農業大学校等における教育機会の充実</td><td>・ 有機JAS制度を利用しやすい環境づくり</td></tr> <tr> <td>・ 有機農業への移行期に対応し、取り組みの定着・拡大を促す支援の検討</td><td>・ 技術開発・普及を通じた単収向上や省力化</td></tr> <tr> <td>・ 品質の確保された堆肥の施用の推進</td><td></td></tr> </table>	・ 農業者向け研修機会の充実	・ 有機資材の調達等を円滑化する情報提供、有機種苗を確保しやすい環境づくり	・ 農業大学校等における教育機会の充実	・ 有機JAS制度を利用しやすい環境づくり	・ 有機農業への移行期に対応し、取り組みの定着・拡大を促す支援の検討	・ 技術開発・普及を通じた単収向上や省力化	・ 品質の確保された堆肥の施用の推進	
・ 農業者向け研修機会の充実	・ 有機資材の調達等を円滑化する情報提供、有機種苗を確保しやすい環境づくり								
・ 農業大学校等における教育機会の充実	・ 有機JAS制度を利用しやすい環境づくり								
・ 有機農業への移行期に対応し、取り組みの定着・拡大を促す支援の検討	・ 技術開発・普及を通じた単収向上や省力化								
・ 品質の確保された堆肥の施用の推進									
(2)流通・加工拡大 	国産有機農産物を安定的・継続的に供給できるよう、効率的な流通体制の構築の推進に努める。また、学校給食をはじめとした産地地消の取組に加え、加工用、外食・中食、輸出等の販路の多様化の推進に努める。 <table border="1"> <tr> <td>・ 物流の合理化に向けた、既存の流通網の活用等による共同輸送、有機JAS制度に対応した流通体制の構築</td><td>・ 多様な販路（加工・外食等）の確保</td></tr> <tr> <td>・ 取扱い拡大に向けた、既存の出荷・調製施設等を有する地域の農業団体等の活動の後押し</td><td>・ 安定供給体制を備えた産地育成、加工・業務用需要への対応</td></tr> <tr> <td>・ 産地間連携等による安定的な供給体制の構築</td><td>・ 同等性の活用等による輸出促進</td></tr> <tr> <td>・ コスト低減による学校給食での活用の推進</td><td></td></tr> </table>	・ 物流の合理化に向けた、既存の流通網の活用等による共同輸送、有機JAS制度に対応した流通体制の構築	・ 多様な販路（加工・外食等）の確保	・ 取扱い拡大に向けた、既存の出荷・調製施設等を有する地域の農業団体等の活動の後押し	・ 安定供給体制を備えた産地育成、加工・業務用需要への対応	・ 産地間連携等による安定的な供給体制の構築	・ 同等性の活用等による輸出促進	・ コスト低減による学校給食での活用の推進	
・ 物流の合理化に向けた、既存の流通網の活用等による共同輸送、有機JAS制度に対応した流通体制の構築	・ 多様な販路（加工・外食等）の確保								
・ 取扱い拡大に向けた、既存の出荷・調製施設等を有する地域の農業団体等の活動の後押し	・ 安定供給体制を備えた産地育成、加工・業務用需要への対応								
・ 産地間連携等による安定的な供給体制の構築	・ 同等性の活用等による輸出促進								
・ コスト低減による学校給食での活用の推進									
(3)需要拡大 	消費者の有機農業に対する理解の増進等により、有機農産物を選択する等の行動変容を促し、国産有機食品に対する需要の喚起に努める。 <table border="1"> <tr> <td>・ エビデンスを伴った有機農業の意義・特徴の情報収集・発信</td><td>・ 国等の機関や民間企業における活用の推進</td></tr> <tr> <td>・ 民間事業者との連携を通じた消費者のライフスタイルや行動の変容を促す取組の推進や情報発信</td><td>・ 農業体験や学校給食を通じた有機農業の理解の増進、消費者と農業者の交流拡大、産地と消費地の連携の促進</td></tr> <tr> <td>・ 有機JAS制度等の普及啓発、有機農産物使用の訴求方法の検討</td><td>・ 学校給食等への有機農産物の供給円滑化、取組拡大のための情報提供</td></tr> </table>	・ エビデンスを伴った有機農業の意義・特徴の情報収集・発信	・ 国等の機関や民間企業における活用の推進	・ 民間事業者との連携を通じた消費者のライフスタイルや行動の変容を促す取組の推進や情報発信	・ 農業体験や学校給食を通じた有機農業の理解の増進、消費者と農業者の交流拡大、産地と消費地の連携の促進	・ 有機JAS制度等の普及啓発、有機農産物使用の訴求方法の検討	・ 学校給食等への有機農産物の供給円滑化、取組拡大のための情報提供		
・ エビデンスを伴った有機農業の意義・特徴の情報収集・発信	・ 国等の機関や民間企業における活用の推進								
・ 民間事業者との連携を通じた消費者のライフスタイルや行動の変容を促す取組の推進や情報発信	・ 農業体験や学校給食を通じた有機農業の理解の増進、消費者と農業者の交流拡大、産地と消費地の連携の促進								
・ 有機JAS制度等の普及啓発、有機農産物使用の訴求方法の検討	・ 学校給食等への有機農産物の供給円滑化、取組拡大のための情報提供								
(4)産地づくり 	有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売および利用拡大に積極的に取り組む産地づくりの推進に努める。また、有機農業を核とした地域づくりを進めることにより有機農業の産地の裾野を広げつつ、供給力の強化を図ることにより広域供給を可能とする産地の形成に努める。 <table border="1"> <tr> <td>・ 有機農業を核とした地域づくりや官民共創の取組、民間投資の促進</td><td>・ 共同利用施設の整備、集出荷の合理化、農業支援サービスの活用促進</td></tr> <tr> <td>・ 産地間および産地と消費地の連携（オーガニックブリッジ）の推進</td><td>・ 有機農業に取り組む農地の確保・団地化等の推進</td></tr> <tr> <td>・ 供給ロットの拡大、多様な販路に対応する安定供給体制の構築</td><td>・ 慣行農業を含む地域全体での生産・販売体制の構築に向けた地域の農業団体等の活動の後押し</td></tr> <tr> <td>・ スマート農業技術等導入による生産性の向上</td><td></td></tr> </table>	・ 有機農業を核とした地域づくりや官民共創の取組、民間投資の促進	・ 共同利用施設の整備、集出荷の合理化、農業支援サービスの活用促進	・ 産地間および産地と消費地の連携（オーガニックブリッジ）の推進	・ 有機農業に取り組む農地の確保・団地化等の推進	・ 供給ロットの拡大、多様な販路に対応する安定供給体制の構築	・ 慣行農業を含む地域全体での生産・販売体制の構築に向けた地域の農業団体等の活動の後押し	・ スマート農業技術等導入による生産性の向上	
・ 有機農業を核とした地域づくりや官民共創の取組、民間投資の促進	・ 共同利用施設の整備、集出荷の合理化、農業支援サービスの活用促進								
・ 産地間および産地と消費地の連携（オーガニックブリッジ）の推進	・ 有機農業に取り組む農地の確保・団地化等の推進								
・ 供給ロットの拡大、多様な販路に対応する安定供給体制の構築	・ 慣行農業を含む地域全体での生産・販売体制の構築に向けた地域の農業団体等の活動の後押し								
・ スマート農業技術等導入による生産性の向上									
(5)技術開発・普及 	関係者のネットワーク化を通じて有機農業技術の情報共有を図り技術の体系化を推進するとともに、次世代も見据えた技術開発ニーズについての情報共有を図るなどにより、有機農業に必要な技術の開発と普及がなされ、農業者が有機農業に取り組むしやすい環境の整備に努める。 <table border="1"> <tr> <td>・ 有機農業関係者が参加するネットワーク構築</td><td>・ 研究開発ニーズの共有、研究機関等へ研究開発の働きかけ</td></tr> <tr> <td>・ ネットワークを通じた栽培技術、機械・資材等の情報共有、技術・指導者へのアクセス向上</td><td>・ ネットワークを通じた課題解決や指導員の情報入手円滑化による指導体制充実</td></tr> <tr> <td>・ 品目・地域の実情に応じた技術等の研究開発の推進</td><td>・ 地域の実情に応じた技術体系の確立</td></tr> </table>	・ 有機農業関係者が参加するネットワーク構築	・ 研究開発ニーズの共有、研究機関等へ研究開発の働きかけ	・ ネットワークを通じた栽培技術、機械・資材等の情報共有、技術・指導者へのアクセス向上	・ ネットワークを通じた課題解決や指導員の情報入手円滑化による指導体制充実	・ 品目・地域の実情に応じた技術等の研究開発の推進	・ 地域の実情に応じた技術体系の確立		
・ 有機農業関係者が参加するネットワーク構築	・ 研究開発ニーズの共有、研究機関等へ研究開発の働きかけ								
・ ネットワークを通じた栽培技術、機械・資材等の情報共有、技術・指導者へのアクセス向上	・ ネットワークを通じた課題解決や指導員の情報入手円滑化による指導体制充実								
・ 品目・地域の実情に応じた技術等の研究開発の推進	・ 地域の実情に応じた技術体系の確立								

図4 2030年目標に向けた有機農業の推進のイメージ



り組みの拡大に向けて、供給力強化と需要拡大の好循環を形成していく必要性が示されました。供給力強化では、低コストで安定的に広域供給が可能となるよう、産地の育成・強化、生産性向上、産地間連携流通の合理化などを、需要拡大では、有機農業の意義・特徴の訴求や販路の多様化などを推進することとしています。

また、これらを支える基礎として、ネットワーク構築による技術開発・普及および有機JAS制度の利用しやすい環境づくりを推進することが掲げられました。

これらを実行するため、「生産拡大」「流通・加工拡大」「需要拡大」「産地づくり」「技術開発・普及」などの各分野における施策を重要項目に掲げています(図3、4)。

今後、新たな基本方針の下で、農林水産省は関係者と連携し各種施策を着実に実行してまいります。